**平成２６年（フ）第５６号**
青森県八戸市柏崎４丁目１番１号　第３やまね荘２号
破産者　平野まさゑ
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２６年（フ）第３２６号**
さいたま市北区東大成町２丁目389番地２
破産者　戸口　泰成
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４３２号**
さいたま市緑区大字中尾1583番地２　フォレストコート中尾台Ｂ102、破産手続開始決定時の住所さいたま市南区大字大谷口5742番地ビューパレー浦和大谷口102
破産者　石橋　久夫
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４３３号**
さいたま市緑区大字中尾1583番地２　フォレストコート中尾台Ｂ102、破産手続開始決定時の住所さいたま市南区大字大谷口5742番地ビューパレー浦和大谷口102
破産者　石橋　文江
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４８６号**
さいたま市西区プラザ38番９号
破産者　浅海　義彦
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４９８号**
埼玉県朝霞市岡２丁目８番28号　あさかハウスⅠ202
破産者　加部　浩光
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５３６号**
横浜市港北区大倉山３丁目11番12号、旧住所埼玉県熊谷市新堀240番地６
破産者　原澤　　隆
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５５７号**
さいたま市南区四谷１丁目７番18―103号
破産者　柏倉　康宣
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６０号**
埼玉県飯能市大字岩沢85番地12
破産者　加部　邦彦
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７７号**
埼玉県深谷市東方3707番地29
破産者　竹田　正昭
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１８９号**
川崎市宮前区菅生ケ丘24番４―103号
破産者　大原　康伸
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第６４号**
長野県塩尻市大字広丘吉田1200番地１　カインドハウス102
破産者　河村　治美
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第１７９１号**
名古屋市西区比良４丁目149番地
破産者　大野　進久
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１８０７号**
愛知県半田市乙川源内林町２丁目86番地の１グレイス202号、従前の住所愛知県半田市飯森町149番地の７
破産者　梅木　純一
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３５２号**
愛知県半田市港町２丁目93番地の１
破産者　白沢　郁夫
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第９６４号**
名古屋市中川区新家２丁目704番地
破産者　原　　優子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１５４号**
沖縄県那覇市首里崎山町４丁目44番地５コーポ城南302
破産者　名嘉山良典
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１７４号**
北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ149番地
破産者　久保富美江
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２号**
宮城県白石市緑が丘２番２―106号
破産者　山形今朝三
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部